

<書評>

広瀬 裕子 著
『イギリスの性教育政策史—自由化の影と国家「介入」』
勁草書房 2009年

荒井 英治郎

本書は、著者が東京大学から博士（教育学）の学位を授与された学位請求論文「イギリスにおける性教育の義務必修化に関する研究：セクシュアリティに関心を持つ近代国家の政策の一展開」に加筆修正を加えたものである。本書の目的は、イギリス保守党政権によって提起された性教育義務必修化政策の過程を、私的（価値）領域への国家関与をめぐる認識の変化が如実に示された事例として分析することにある。より具体的には、1970年代に政党間の政治対立のシンボルとして取り上げられた性教育という政策案が、いかなる論議を経て1990年代のマーガレット・サッチャー保守政権下において義務必修化されるに至ったのかを明らかにしている。本書については、伊藤年明氏（三重大学）による書評（『教育学研究』第77巻第2号）、清田夏代氏（南山大学）による書評（『日本教育行政学会年報』第36号）、尾崎公子氏（兵庫県立大学）による書評（『日本教育政策学会年報』第17号）、千田有紀氏（武蔵大学）による書評（『教育社会学研究』第87集）、佐藤千津氏（大東文化大学）による書評（『The Japan-UK Education Forum No.14』）などがあるが、各章で提起される論点の数々は共有すべき貴重なものと思われたため、以下あえて逐次要約を行う。まずは、本書の構成を下記に記しておく。

はしがき
序章 問題の所在と分析方法
第一部 性教育制度化前史：1950年代～1960年代
第1章 1950年代から1960年代にかけての性教育状況
第2章 進歩的性教育の登場
第3章 避妊への意味付けの変化
第二部 性教育制度化過程：1970年代～1990年代
第4章 進歩的性教育の基本路線
第5章 議会論争：制度化の経緯
第6章 性教育義務必修制度の構成
第7章 性教育における論争的事項
第8章 性教育に対する世論とメディアの性教育報道
第9章 道徳的右派による性教育批判の論理
第10章 性教育に対する宗教界の見解
第11章 新制度実施動向と授業の実際
終章 成熟した近代社会の問題と国家によるメンテナンス

以下、各章の概要をまとめておく。

まず第一部「性教育制度化前史：1950年代～1960年代」の第1章「1950年代から1960年代にかけての性教育状況」では、1950～60年

代の中央地方における性教育に関する見解と施策、民間諸団体の活動内容が概観され、①性教育を担う個別組織の整備とネットワーク化などを好例とした組織づくり、②性教育担当者の人材育成、③教育内容の充実・改善といった3本柱が今後検討すべき事項としてすでに認識されていたことが明らかにされている。性教育の内容をめぐる当時の基本的な論調は、結婚・家族制度の維持安定化を企図して「子どもたちに大人になるための準備教育として必要な知識を与え、自分自身の生き方を考えてもら」うというものであったが、以後登場した新たな論調は、「結婚制度に制約されない性行動の存在を前提としながら避妊指導を性教育の不可避な項目として想定」する、ある種の時代即応的な内容であった(43頁)¹⁾。結婚したカップルの出産・家族計画とは異なるタイプの避妊指導がこの時点で想定されていたことは注目されてよい。この2つの論調は相互に関連するものではあるが、1980年代以降焦点化されるのは、前者の結婚のための準備教育としての性教育ではなく、後者の若者の性行動への対応策としての性教育であった。

次に、第2章「進歩的性教育の登場」では、性教育に政治的主張を付与することになる進歩的性教育の言説分析がなされその特徴が析出されている。自由化・民主化が社会変化の主要モチーフであった1960年代は、抑圧・規制のシンボルであった性が解放・変革の原動力へと転換した時期でもあり、性に対する眼差しも「コントロールしなければならぬ危険な衝動」としてではなく、「健康な人格を形成するための重要な要素」として、言わば肯定的に認識されるようになっていた(50頁)。そこでは、性教育といえども、あるいは性教育だからこそ、事実に基づいた科学的アプローチを採用してことが推奨され、学校における性教育実践も蓄積

され隆盛を極めていくようになる。他方、当時の性教育実践に対しては、道徳的右派による批判以外にも、いわば「身内による『建設』的な批判」(53頁)も同時に存在していたのであり、その役割を担ったのは、1970年以降に活発化するラディカル・フェミニストとゲイ・リベリションによる性教育批判であったことも留意しておくべき点である。

さて、当時展開された進歩的性教育の言説は、自由、選択、満足、責任といった4つの鍵概念を軸に展開されるものであった。そこでの責任の概念は、社会や宗教の規律、第三者に対するマクロレベルの責任というよりは、自分のパートナーである相手に対するミクロレベルの責任を意味し、自由な選択によって得られる満足を担保し、他の鍵概念を取り結ぶ紐帯の役割を担う概念として把握されるものであった。そして進歩的自由主義的性教育が希求した人間像は「自分のセクシュアリティに責任をもって行動する自律的な人間」(62頁)であった。こうして、本章では、自由化を経た社会においては、1980年代の保守党政権が掲げる自己責任や自助努力という原則と、進歩的性教育が掲げ自律的な人間像を体現させるべく示された性教育の方針とは、整合的でしたらあったことが指摘されている。すなわち他律的受動的人間ではなく自律的自発的人間の養成を眼目に自己責任論を展開していた保守党政権にとっては、進歩的性教育に帯びた自律性という規範の具体化・制度化は、道徳律を機能させながら秩序回復していくという政権運営方針の方向性と矛盾することはなかったのであり、むしろ有効な政策手段として認識されていたことがそこでは示唆されている。

次に、第3章「避妊への意味付けの変化」では、避妊に対する社会的認識の変化という観点から避妊の無料制度化などを好例とした家族計画事業の制度化を含んだ国営医療制度再編法の

成立過程（1973年）が考察され、避妊の多義性ととともに、避妊それ自体が社会政策の対象となりゆく契機が明らかにされている。同法制定過程に積極的に関与したアクターは、女性の自立した生き方を支援してきた民間慈善組織の家族計画協会であり、同協会は性的マイノリティに対する差別を批判し、「産児制限」、「女性の社会的自立」、「望まない妊娠への対処」といった社会的機能を有する避妊方法を若者に適切に提示することの必要性を喚起していった。これに対して、伝統派は、家族計画サービスの無料化は税金の浪費である、避妊が自由な性文化を奨励したことであって性行動を多様化させてしまった、よって、避妊行為は道徳性の「崩壊」と通底しているとして自由化批判を展開することになる。同法制定過程の論点は、避妊サービスを国営医療制度として整備するか、サービスを完全無料にするかの2点に集約されたが、「人口増加の抑制」という避妊に新たに付与された社会的機能は良識派の支持も取り込むことに成功し、家族計画協会は保守党政権と協力的な連携関係を構築するなど、結果として後の性教育義務必修化へとつながる政治的構図がこの過程で形成されることとなる。

続く、性教育制度化の過程と制度の実情を記した第二部「性教育制度化過程：1970年代～1990年代」は、本書の中核部分に位置づくものである。以下、各章を概観しよう。

第4章「進歩的性教育の基本路線」では、性教育運営方針の検討を通じて、道徳的右派の批判対象となった家族計画協会の活動を概括している。左派運動の全盛期とも言い得る1970年代前半において家族計画協会が掲げた「控えめ」な所信表明は、目的のためには一貫してプラクティカルな対処を選択する家族計画協会の姿勢を如実に示すものであり、性教育は左派運動に「偏向」するものではないことを浸透させ

るのに効果的であった（101頁）。こうして、家族計画協会による全国規模の情報収集・発信は、進歩的性教育に対する求心力を高め、性教育実践の基盤強化に寄与することになった。

第5章「議会論争：制度化の経緯」では、政治対立の象徴であった性教育が必修教科として制度化されていく過程が議会議事録の分析を通じて考察されている。当初、性教育というイシューは上院下院ともに争点と成り得なかったが、1970年以降には道徳的右派による性教育批判が、1980年代以降には性教育の法定化及び義務必修化がアジェンダとして設定されるようになり、議論の射程も、教室内の性教育実践の具体例の是非から性教育政策の方向性にまで及ぶものとなっていった。以下、各論争の概要を記せば、1973年論争では、学校での性教育の実施は必要不可欠であるという認識を前提とした上で教師が行う性教育の内容に対して国家の承認が必要か否かが議論され、1976年論争では、道徳的右派による家族計画協会活動への批判を嚆矢とした進歩的性教育批判が展開され、以後の論争の枠付けがなされた。望まぬ妊娠出産や中絶の増加への対処法をめぐっては、子どもたちに具体的な避妊の知識・技術を与える方法と、性道徳の再建を重視し貞操と禁欲を教えるものとの大別できたが、この見解の相違は政治力学の構図をそのまま反映したものであった。その後1980年論争では、性教育実施時に親への告知が必要か否か、そして親は子どもの授業退席の権利を有するか否かなど、宗教教育では前提とされている親の教育の自由をめぐる論点が提起された。なおこの過程で親の教育の自由を根拠に子どもを退席させることを要求する論理は、社会的危機に直面した段階においては「社会状況を理解しない無知とアナクロニズムの表れ」（142頁）と見なされ説得力を失っていくことになる。そして、サッチャー政権下でなされた

1986年論争では、第2教育法の審議過程で性教育と教育行政の関係が吟味され、続くHIV/AIDSの感染拡大の危機に直面した段階でなされた1989年論争では、性教育の実施の是非が社会政策の一環として有効たり得るかという形で議論されるようになっていった。少女の望まない妊娠問題と比較してHIV/AIDSの脅威は、親を性教育の第一義的責任者と見なす原則論を根本から揺るがすことになり、以後、性教育に対する国家関与の必要性（すなわち、危機管理のために学校で性教育を行うこと）は、親の教育の自由に優先する新たな原則論として台頭してくることになり、議論の多くは現実的な性教育のあり方を構想する上での進歩的性教育実践のブラッシュアップに割かれることとなった。この段階で道徳的右派による理念的宗教的な性教育批判は影を潜め、性教育という政策案に関しては保革対立という政治力学の構図それ自体が終焉を迎えることになる。その後、ナショナル・カリキュラムのサイエンス規則改定法案との関係で展開された1992年論争では、性教育は親の権限内に収まるものではないという合意形成がなされ、1993年教育法の審議過程で性教育の必修領域をサイエンスに限定し、必修領域以外の性教育から親が子どもを退席させる権利を妥協的に含みながら中等学校における性教育の義務必修化が規定されることになる。1970年代から20年に及ぶ論争の過程で看取できるのは、公権力は性教育に関与すべきでないとする公権力の価値領域不介入原則の「原則」としての有効性の希薄化と性教育に国家が関与することの意味づけの変化であった。

第6章「性教育義務必修制度の構成」では、宗教教育やナショナル・カリキュラムといった1993年教育法で必修化された2領域に、第3の必修領域として新たに加えられた中等学校における性教育の枠組みが概観されている。

第7章「性教育における論争的事項」では、性交同意可能年齢未満の避妊指導と同性愛の扱い方をめぐる論争が分析対象とされ、そこでは避妊教育の効果を疑問視し避妊ではなく禁欲を奨励したある種復古的なニュアンスを帯びた道徳的右派の主張のみならず、避妊指導をセットにしながらかつて性行動の自由を強調する性教育さえも進歩的性教育の陣営の中で後退していく過程が描かれている。すなわち、真摯な教育実践の場では、避妊か禁欲かといった二者択一的論点は通用しなくなっていくのである。

第8章「性教育に対する世論とメディアの性教育報道」では、ビクトリア的文化の伝統を持ち、セクシュアリティをタブー視する傾向が強いイギリスの精神風土の中で、どのように性教育の制度化をめぐる世論の形成がなされたのかが考察され、1980年代半ばに行われた世論調査では学校での性教育の実施が圧倒的多数で支持されていること、イギリスの新聞は早い時期から性教育を硬派の問題として扱う姿勢をとり、報道内容のみならず報道姿勢それ自体が性教育に対するタブー視を弱める効果を発揮したことが述べられている。さらに、親の位置をめぐっては、第1に、保守派が多用する進歩的教育実践を担う「革新的」な教師たちとそれに不快感を感じる「良識的」な親を対置させる図式が有効性を失っていること、第2に、学校での性教育を支持する（反対しない）多数派の親は、学校の性教育の推進に必ずしも積極的な親であるわけではなく、子どもに対して性について語る力量を持たず、学校に性教育の肩代わりを期待する親でもあること、第3に、逆に学校での性教育に反対する少数派の親は性教育に明確な意見を持っている親であることが多いこと、第4に、性教育推進の阻害要因は親による明確な反対のみならず、親の消極的な態度にも求められることが指摘されている。

第9章「道徳的右派による性教育批判の論理」では、原理主義的キリスト教を後ろ盾とした道徳的右派による進歩的性教育批判の内容が検討され、性教育批判の原型が析出されている。道徳的右派が採用した戦略は、自由化後の社会を「許容的社会、ぬるま湯的社会 (permissive society)」と呼称し、それを主導したのが労働党政権であり、彼らが推進する性教育も重ねて批判するというものであったが、「原則」の有効性を繰り返し主張する様は社会的危機への対応という点からすれば後手に回っているものと解され、ある種「旧態依然」の論法は世論の広い支持を取り付けることができなかつたことが明らかにされている。

第10章「性教育に対する宗教界の見解」では、社会の世俗化傾向に直面した宗教界が性教育の制度化に対していかなる対応を迫られたのかが検討され、「学校における性教育の進展は、性教育領域に宗教界が影響力を失う過程と平行」(233頁)であったことが示されている。

第11章「新制度実施動向と授業の実際」では、性教育に強く反対するイスラム系コミュニティを多く有するケンブリッジ地区を事例に、1993年教育法における性教育の制度化後、1994年9月から実施された性教育がどのように運営されていたのかが検討されている。そこでは、全ての子どもを対象に性教育を行うという理想と、子どもを退席させる権利行使の可能性とのバランスを誰がどのように図っているのかが問われ、道徳的右派の強い働きかけによって導入された性教育の必修領域をサイエンスに限定するという枠組は実体としてほぼ無意味になっていることが明らかにされている。

そして、終章「成熟した近代社会の問題と国家によるメンテナンス」においては、イギリスの性教育制度化の過程は、後述する「私的領域の不安定化」という危機に無関心でいられなく

なつた国家が企図した秩序再建・維持のための営みであったとしてその態様を考察している。

以下、本書で得られた知見を再度概観しておこう。

これまでイギリス性教育という政策案が政策分析の対象領域として取り上げられることは皆無に等しく「真空領域」(12頁)であった。また性教育の義務必修化という政策的帰結は、復古的かつ反動的と揶揄されたサッチャー政権下における政策の例外領域として把握されることが一般的であった。これに対して著者が採用した分析視角は、私的価値領域に関与する政策のありようを社会的要請(総意)に対応した社会政策の一環として捉えるというものである。

1970年代においてはイギリス議会においても保守党及び労働党の双方において公権力の価値領域不介入の原則は説得力を有するものとして重視され政策選択を行う準拠枠であり続けた。よって当時においては性教育に対する国家関与というアジェンダ自体が「嘲笑」の対象ですらあった(4頁)。しかし、「私的領域の不安定化」という新たな政策環境が醸成されたことを受けて、無前提に支持され不問とされてきた原則それ自体が再吟味される必要に迫られることになる。著者によれば、「私的領域の不安定化」とは、「内面の流動化」と「社会の多元化」という2つの相から構成されるものである(283-5頁)。「内面の流動化」は、確たる価値の拠り所を持たず自信を持って子どもの性教育を行うことができなくなる親の大量出現という現象を指しており、後者の「社会の多元化」とは、労働者階級の少女に集中する形で出現した望まない妊娠の急増とHIV/AIDSの感染拡大の顕在化という現象に看取できるという。こうして「内面の流動化」と「社会の多元化」の相互作用がひいては「私的領域の不安定化」を引き起こす契

機となり、上記のような政策環境の変化を背景にして、性に関する政策案も例外なく公論に晒され制度化への道を辿ることになる。その過程では、公権力の価値領域の不介入原則の重要性を一貫して主張し性教育の制度化に反対の意を表す道徳的右派の見解は、「社会が直面する諸問題の緊急性を認識しない無責任なもの」(4頁)として捉えられるまでのものとなり、性教育の法定化を経て義務必修化へと至る一連の政策は、社会の翼賛的支持を背景としながら結果として保守党及び労働党の双方によって遂行されることになる。

以上、性教育制度化の過程は、新たな教育制度の形成過程であると同時に、公権力の価値領域不介入原則の適用に対して一定の「留保」を行う過程でもあった。換言すれば、国家による特定の価値観の強制を排除する論理から、社会問題の解決に即応すべく国家の積極的な関与を求める論理への転換過程である。ここでは、自由をめぐる問題の構成状況が、自由を欲する人々を主な政策対象とするものから、自由になった人々をもその射程に含まざるを得ないものへと変容するという、いわゆるポスト福祉国家時代に顕著な政策環境が性教育の制度化を推進した規定要因の1つとして理解できよう。

ところで、そもそも自由を十全に享受し得る人々というものは、自由を享受したことにより起こり得る様々な結果も含めて甘受し得る基盤をあらかじめ有した自律的個人である。この「現実」は、近年の格差研究による知見を待つまでもなく社会科学において定説化しているものであると見てよい。逆に言えば、多様性の尊重という名の下に付与された種々の自由や機会は、それまで抑圧されていた人々を解放することに寄与する反面、付与された機会を十全に行使できない自由という名の不自由を顕在化させることになり得る。こうして、「人々を解放

する自由は、人々の生活を不安定にする要素を併せ持つ自由でもある」(283頁)という理解が得られることになる。この意味では、一定の自由と平等の享受を多くの人々に行き渡らせた成熟社会においては、「私的領域の不安定化」は必然性を有した社会現象と言い得るものであり、その状況に対して国家がいかなる現状認識の下で政策的関与を行うのか(あるいは、意図的に放置し関与を行わないのか)が、当該公共政策の成否を占う大きな分岐点となる。これに対してイギリス性教育における義務必修化政策は、著者の認識によれば、「自由な私的領域に見切りをつける方向ではなく、自律的であるべき私的領域を引き続き社会に配置しておく延命として構想された」(285頁)という。すなわち、「機能不全を起こした私的領域を修復する切り札」として導入された伝家の宝刀が、性教育の義務必修化政策であったわけである。また著者はこの営みを「国家自らが私的領域の機能不全を修繕」という目的に鑑みてなされた「国家によるメンテナンス」(285頁)と評しているが、このメンテナンスにあたる国家のモチベーションは、私的領域の不安定化を近代社会・国家の基盤の不安定化と同義のものとして解する危機認識に支えられたものであった。

最後に読後感じた論点を順不同でいくつか提示しておきたい。

第1は、「性教育」という政策案の特質は何かという点である。本書の冒頭で先行研究においては性教育の制度化は、サッチャー政権下における政策の例外領域として把握することが一般的であったと概括されているが、それではこの政策案の特質は何に求められようか。むろん、本書の中でも性教育と宗教教育との内包・外延関係をめぐる説明はなされているわけであるが、本書が性教育の制度化を「事例」として位置付

けていることからするならば政策案としての特質をより明確に記述する必要があったのではないだろうか。この点はサッチャー政権下の他の(教育)政策案との比較可能性ないし他政権時における性教育への政策的対応との比較可能性を念頭においた上で指摘として理解されたい。

第2は、当該時期に保革対立という政治力学が崩壊した要因は何に求められるのだろうか。性教育という政策案が当時の政治力学に一定程度影響を与え保革対立の構図を揺るがしたと解すべきか、それとも、政治変容の契機はそれ以前に埋め込まれていたものであり、性教育という政策案の内容如何に関わらず、その土壌はすでに醸成されていたと解すべきか。

第3に、改めて「国家によるメンテナンス」とは何か、そしてそのメンテナンスのありようを決める要因は何であるのか。さらにそのメンテナンスに対する評価はいかなる判断基準をもってなし得るのか。筆者の分析視角や研究戦略はよく理解できるのだが、国家関与のありようを評価する際のクライテリアをめぐっては未だ稊然としない部分がある。本書においては、性教育の制度化は「公権力の価値領域不介入原則」を明確に却下した事例として取り上げられ、その関与は自律的な私的領域の延命構想として企図されたと総括されている。しかしながら、私的領域への国家関与を、本書のように私的領域の確保・維持のためになされたものと解するのか、あるいは、私的領域の縮小作業ないし公的領域の拡大作業として解するのかといった、政策の評価をめぐる判断基準と正当化根拠についてはより精緻な作業及び慎重な判断がなされるべきではなかっただろうか。なお、この指摘は、同書に対する批判というよりはむしろ今後の教育政策分析の研究方法上の課題として共有しておきたい論点の提示として記しておくものであり、学校選択や学校統廃合、小中一貫教育

や学力テスト、さらには株式会社立・NPO法人立学校の誕生やバウチャー制度構想を「新自由主義的改革」と一括りに理解し批判することは政策分析としていささかナイーブすぎるのではないかという近年の教育政策分析の研究水準に対する評者の違和感から派生するものであることをあらかじめ断っておく。

最後に、筆者は制度化された性教育政策の「政策内容」をどのように評価しているのか。本書は、政策形成段階のみならず、政策実施段階をも射程に含め、カリキュラム構成など具体的な政策内容についても検討しているが、当該政策案の制度化がある種「過渡期的」な状況にあることもあってか政策内容の評価については踏み込んだ分析を行っていない。筆者はセクシュアリティ論も専門とするため本来ならばその種の評価を行うこともなし得たはずである。これについては、教育行政学における先行研究の状況並びに同学問における政策分析の水準に鑑みて、筆者は同書においては「自省的」かつ「自制的」に政策分析に徹したと解するべきかもしれない。しかしながら、ジェンダー論やセクシュアリティ論ないしカリキュラム論を専門とする研究者からすれば政策過程分析から得られる知見を踏まえた政策内容分析への展開を期待するに違いない。これについては今後の研究に注目したい。

なお、筆者が終章で提起した問い、すなわち「自由であるべき私的領域を不安定にさせるといふ、成熟近代が経験することになる宿縁を見た後でなお希求想定されている自由は、いったい何を意味するものとしてあるのか」(286頁)という問いは、社会科学全般に向けられたポストモダンにおける学問的実践的な喫緊課題ともいふべきものである。この問いとかかわって筆者の今後の研究戦略の一端を示したものとして、広瀬による論文(「教育政策を分析するグラン

ドセオリーの再考：「戦略的」公私二元論』『日本教育政策学会年報』第 17 号）がある。重ねて参照いただきたい。

〈注〉

- i) 以下、本書評で記載されたページ数は対象となった著書の当該ページを記している。